

障害年金請求手続をお引受けする場合の手順と標準手数料

| | | | |
|----------------------------------|--------|---|--|
| 通 常 請 求 | ステップ1 | 相談者様のご希望の場所で面談させていただきます。 (障がいの程度が障害等級に該当するようであれば、ステップ2に進みます) | |
| | ステップ2 | 面談内容をもとに、年金事務所では相談者様の年金記録を確認します。 (面談内容と年金記録の確認によって保険料納付要件が満たせるようであれば、ステップ3に進みます) | ⇒ ここまでは無料です。 |
| | ステップ3 | 障害年金請求代理契約を結び、着手金をお支払いいただきます。 | ⇒ 着手金として2万円と消費税をお支払いいただきます。 |
| | ステップ4 | 関係病院で、初診日を確定するための受診状況等証明書と診断書を取得していただき 相談者様からのご要望があれば、病院に同行いたします。 (初診日要件を満たしていれば、ステップ5に進みます) | ⇒ 診断書等の取得費用は相談者様にてご負担いただきます。 |
| | ステップ5 | 病歴(就労)状況等申立書を作成します。 | |
| | ステップ6 | 添付書類を揃えて、障害年金請求書を年金事務所に提出します。 | 受給手数料として ①「1年分の年金額の2ヵ月分」 ②「初回振込み額の10%」 |
| | ステップ7 | 障害年金支給が決定しましたら、受給手数料をお支払いいただきます。 不支給となったときは、手数料はいただきません。 | ⇒ ③8万円 のいずれか最も多い方の額と消費税をお支払いいただきます。 |
| (不支給の場合で審査請求をご希望のときは、ステップ8に進みます) | | | |
| 不 服 申 立 | ステップ8 | 審査請求書を地方厚生局社会保険審査官に提出します。 | ⇒ 審査請求の着手金として1万円と消費税をお支払いいただきます。 |
| | ステップ9 | 審査請求で不支給決定が取り消され、支給となりましたら、ステップ7と同額の受給手数料をお支払いいただきます。不支給決定が取り消されなかったときは、手数料はいただきません。 (不支給決定が取り消されなかった場合で再審査請求をご希望のときは、ステップ10に進みます) | (ステップ8からの契約の場合の着手金として2万円と消費税をお支払いいただきます。) |
| | ステップ10 | 再審査請求書を社会保険審査会に提出します。 公開審理に出席し、意見を述べます。 | ⇒ 公開審理出席のための交通費の実費と日当1万円をお支払いいただきます。 |
| | ステップ11 | 再審査請求で不支給決定が取り消され、支給となりましたら、ステップ7と同額の受給手数料をお支払いいただきます。不支給決定が取り消されなかったときは、手数料はいただきません。 | (ステップ10からの契約の場合の着手金は2万円と消費税、交通費の実費、日当1万円) |